

「相続定期預金～想いのリレー～」商品概要

商 品 名	相続定期預金～想いのリレー～						
販 売 対 象	当金庫または他の金融機関での相続手続完了後1年以内に、相続により取得した金融資産を原資にお預けいただける個人のお客様						
取 扱 期 間	令和6年4月1日(月)～令和7年3月31日(月)						
ご 預 金 の 種 類	●スーパー定期(自動継続扱い)・大口定期(自動継続扱い)						
預 入 期 間	●1年						
預 入							
預 入 原 資	●現金、他行からのお振込み、要求払性預金からの振替え						
預 入 方 法	●一括預入いただけます。						
預 入 金 額	●100万円以上 (相続手続により取得した金額の範囲内とさせていただきます。)						
預 入 単 位	●1円単位						
払 戻 方 法	●満期日以降に一括してお支払いします。						
利 息							
適 用 金 利	●スーパー定期(1年もの)または大口定期(1年もの):店頭表示金利プラス年0.01% しんきん相続信託 こころのボタンにより取得した資金の預入の場合:店頭表示金利プラス年0.02% ※金利上乗せは初回満期日までとし、自動継続後の金利上乗せはいたしません。 ※自動継続後は、継続日の預入金額に応じたスーパー定期(1年もの)または、大口定期(1年もの)の店頭表示金利を適用します。						
利 払 方 法	あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により一括して支払います。						
計 算 方 法	●付利単位はスーパー定期は1円、大口定期は100円とし、1年を365日とする日割計算とします。						
お 持 ち 込 だ け の 物	●当金庫で相続手続をされたお客様 1. 本人確認書類 2. お届印 ●他の金融機関で相続手続をされたお客様 1. 本人確認書類 2. お届印 3. 金融機関での相続手続の完了した時期が確認できる書類(相続依頼書、被相続人名義の解約計算書等) 4. お預入されるお客様が相続人であることを確認できる書類(戸籍謄本、公正証書遺言、相続依頼書等) 5. 相続による取得金額が確認できる書類(相続依頼書、被相続人名義の解約計算書等)						
税 金	●2037年12月31日までの間に支払われるお利息には復興特別所得税が追加課税されるため20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 (ただし、マル優を利用の場合は除きます。)						
手 数 料	—						
付 加 可 能 な 特 約 事 項	—						
中 途 解 約 時 の 取 扱 い	満期日前に解約する場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた期限前解約利率(小数点第4位以下切捨て)によって計算し、この預金とともに支払います。 <期限前解約利率> <table border="1"><tr><td>解約日までの預入期間</td><td></td></tr><tr><td>6か月未満</td><td>解約日の普通預金利率</td></tr><tr><td>6か月以上1年未満</td><td>約定利率×50%</td></tr></table>	解約日までの預入期間		6か月未満	解約日の普通預金利率	6か月以上1年未満	約定利率×50%
解約日までの預入期間							
6か月未満	解約日の普通預金利率						
6か月以上1年未満	約定利率×50%						
金 利 情 報 の 入 手 方 法	店頭表示金利については、金利表示ディスプレイまたは窓口へご照会ください。 また、当金庫ホームページでもご確認ください。						
苦 情 処 理 措 置 ・ 紛 争 解 決 措 置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または経営管理部お客様相談室(9時～17時、電話:0120-013-565)にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記経営管理部お客様相談室または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫経営管理部お客様相談室もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。						
そ の 他 参 考 と な る 事 項	●ATM預入は適用外となりますのでご注意ください。 ●継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以降にこの預金とともに支払います。 なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。 ●この預金は、「自動継続自由金利型定期預金(M型)規定」、「自動継続自由金利型定期預金規定」によりお取扱いたします。本規定は当金庫ホームページをご覧ください。 ●預金保険制度の付保対象預金です。 元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)						

